

竜王町こども計画

【概要版】



竜王が好き！

～こども・若者を育み合う 心地良いまち 竜王～

令和7年3月

竜 王 町

こども計画について

1. 計画策定の趣旨・背景

令和5年4月の「こども家庭庁」の設立とともに、「こども基本法」が施行され、すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の方向性が示されました。

竜王町では、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の考え方を内包する「竜王町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後、令和2年には第2期計画として改定、教育・保育サービスや子育て支援サービスの提供による、すべてのこどもの健やかな成長や子育て家庭を支援するためのきめ細かな支援に取り組んできました。

このたび、国の「こども基本法」をふまえつつ、こどもに関する施策及び各分野の関連施策を一体的に実施するため、竜王町こども計画を策定しました。

2. 計画の位置づけと計画期間

本計画は、国のこども大綱、滋賀県の淡海子ども・若者プランをふまえつつ、竜王町総合計画をはじめ、福祉や教育の関連計画との整合性を図り、こども施策を総合的に推進するための計画として位置づけます。

本計画の計画期間は、令和7年度から令和 11 年度までの5年間となります。

3. 計画の対象

本計画における若者の対象年齢については概ね 30 歳程度としますが、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

4. 主な課題

本町のこども・子育て家庭、若者をめぐる環境について、以下のような課題が挙げられます。

家庭の状況によって異なる支援ニーズへの対応が必要

子育て、教育に係る経済的な負担の軽減や、ICT の有効活用が必要

地域ぐるみによる子育て支援の充実と、ヤングケアラーや虐待が疑われるケース、支援を必要とする若者の実態把握と適切な支援へのつながりが必要

父親の子育て参加のさらなる促進、余裕のある子育てのための支援の充実が必要

自己肯定感の醸成や夢や目標を持つことを後押しすることが必要

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

竜王が好き！

～こども・若者を育み合う 心地良いまち 竜王～

本町では、第2期竜王町子ども・子育て支援事業計画において、「子育てをみんなで支えあい、子どもがのびのびと健やかに育つまち」を基本理念として、施策を展開してきました。

こうした考え方を継承しながら、ふるさとを愛する心や自己肯定感を高め、こども・若者の、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）をみんなで実現していくことをめざし、「竜王が好き！～こども・若者を育み合う 心地良いまち 竜王～」を本計画の基本理念として設定します。

2. 取組の全体像

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を定め、それぞれに取組を推進します。

基本目標1
子育てをみんなで支える
地域づくり

子ども・子育て支援事業計画
(次世代育成支援行動計画含む)

- 1 子育て家庭を支える教育・保育事業の提供体制づくり
- 2 様々な状況の子育て家庭に対するきめ細かな支援体制づくり
- 3 子育てと仕事を両立させる環境づくり
- 4 こどもの可能性を育む学びの環境づくり
- 5 地域を挙げての子育て支援体制づくり

基本目標2
こども・若者の夢を
応援する地域づくり

子ども・若者支援計画

- 1 すべてのこどもや若者の健全育成
- 2 困難を有する若者やその家族の支援
- 3 若者のライフプラン形成の支援

基本目標3
貧困の状況にある
こども・若者への支援

子どもの貧困対策計画

- 1 こどもと保護者の相談
- 2 保護者の就労支援、経済的な支援

基本目標4
親子の健康づくりの支援

成育医療等に関する計画

- 1 親子の健康づくりの推進
- 2 親子の健康づくりを支える体制の連携強化

具体的な取組

基本目標1

子育てをみんなで支える地域づくり



取組の方向性

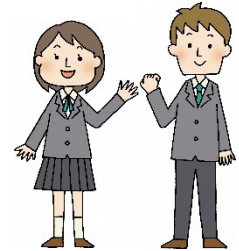
コロナ禍の影響等により、こどもや子育て家庭の交流・交友機会が減少し、子育て世帯の孤独・孤立が課題となっています。

こども・子育てをみんなで支える地域づくりのため、子育て世帯のニーズに応える教育・保育の充実や、支援を必要とする家庭への支援、また地域と連携した見守り・相談支援の充実や、交流機会の充実に取り組みます。

また、仕事と子育ての両立支援として、事業者とも連携した働きやすい環境の整備等に取り組みます。

主な取組

- 保育サービスの充実
- ひとり親家庭・障がい児に対するきめ細かな支援
- 児童虐待防止対策の推進
- 子育てに伴う経済的負担の軽減
- 職場・地域における子育て応援の意識づくり
- 学校園教育の充実
- 子育てに関する相談窓口・情報提供の充実



基本目標 2

こども・若者の夢を応援する地域づくり

取組の方向性

変化が激しく、予測困難な社会を「生き抜く力」を持ったこども・若者の育成に向けて、学校や各種団体と連携し、こどもの多様な体験機会の確保・充実を図ります。

また、様々な生きづらさや困難を抱えるこどもや家庭が地域から孤立することがないように、一人ひとりのニーズに応じた支援を推進するとともに、学校と連携した相談支援や、地域のボランティアと連携した多様な居場所づくりに取り組みます。

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者が意見表明をする機会の充実や、こどもが相談しやすい相談窓口の充実を図ります。

主な取組

- 社会的自立に向けた「生きる力」の育成
- 豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供
- 困難を有するこども・若者の自立に向けた包括的な支援
- 社会参加と居場所の充実
- 就労支援の充実
- こども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり

基本目標3

貧困の状況にあるこども・若者への支援



取組の方向性

こども・若者の貧困は、地域や社会全体で解決すべき課題であるという認識のもと、関係機関と連携し、保護者の就労支援、生活支援、経済的支援に取り組みます。

また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、こども・若者が将来に希望を持って生活することができるよう、生活困窮家庭のこどもに対して、地域学校協働本部やボランティアと連携し、学習支援に取り組み、多様な学習機会の提供に努めます。

主な取組

- 身近で切れ目のない相談窓口の設置
- こどもの生活支援
- 保護者の就労支援
- 子育て家庭とこどもの養育に関する経済的支援

基本目標4

親子の健康づくりの支援



取組の方向性

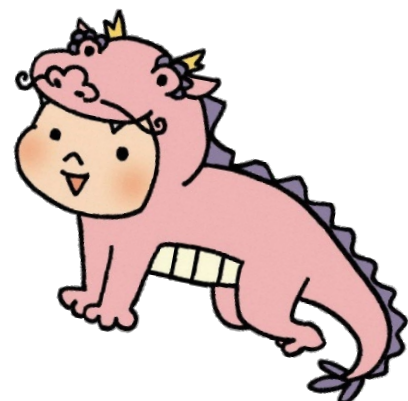
妊娠期から健(検)診や保健指導による健康づくりを推進するとともに、こどもの誕生後にも乳幼児健診を通じた健康づくりや、保護者の相談支援に取り組み、専門的・重点的支援が必要な場合、速やかに支援につなげ、養育環境の安定を図ります。

また、学校や地域と連携し、見守りや健全育成を推進するとともに、こども・若者が自らの健康や性について学び、身体を大切にできるよう、プレコンセプションケアの視点を取り入れた保健教育を推進します。

主な取組

- 親子の健康維持・増進対策の推進
- 思春期の保健対策
- 出産から育児に係る関係機関との連携の強化

就学前のお子さん、小学生のお子さんも、お母さんもお父さんも安心して暮らせるまちをめざします！



各事業の量の見込みについて

事業名	事業の概要	実績値 (令和6年)	計画値 (令和11年)
-----	-------	---------------	----------------

■教育・保育事業について

1号認定 【教育事業】	子どもの年齢が満3歳以上で保育に必要な事由に該当しない児童のこと。	26人	26人
2号認定 【保育事業】	子どもの年齢が満3歳以上で保育に必要な事由に該当する児童のこと。	188人	157人
3号認定 【保育事業】	0歳～満3歳未満で保育に必要な事由に該当する児童のこと。	9人	15人
		37人	37人
		50人	44人

■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

乳児等通園支援 事業(こども誰でも 通園制度)	こども園・保育所に通所していない0歳6か月から3歳未満までの未就園児を対象に、こども園・保育所において一時的な預かりを行うとともに、保護者への相談支援を行います。	0歳	—	1人
		1歳	—	1人
		2歳	—	1人

■地域子ども子育て支援事業について

放課後児童健全育成事業	就労などで保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活できる場所を提供します。		230 人	245 人
延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日の利用時間以外において、保育を行います。		68 人	66 人
子育て短期支援事業	保護者が、疾病・疲労等の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で養育・保育を行います。		12 人※	12 人※
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が交流できる場を提供するとともに、子育てに関する相談・援助や情報提供等を行います。		2,618 人※ (1か所)	3,300 人※ (1か所)
一時預かり事業	1 号認定の預かり保育	保護者の就労等の理由に応じて教育標準時間以降に預かり保育を行います。	1,294 人※	717 人※
	保健センターにおける預かり保育	生後 6 か月から 3 歳となる年度末までの子どもを一時的に預かります。	570 人※	600 人※
病児・病後児保育事業	病気や病気回復期等の病児を保育所・病院等に付設された専用スペースにおいて預かり、一時的に保育を行います。		—	50 人※
妊婦健診	妊娠している方が母子保健法に基づき受診する妊婦健康診査について、受診券を交付します。		77 人 (640 回※)	45 人 (630 回※)
新生児・乳児訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、保健指導や相談支援を行います。		54 人	45 人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための相談支援を行います。		2 人	2 人
子育て世帯訪問支援事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、悩みごとへの傾聴のほか、家事・子育て等の支援を行います。		12 人※	12 人※
児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設するとともに、状況に応じた包括的な支援を行います。		—	5人
利用者支援事業	地域の子育て支援事業の利用に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	基本型	1 か所	1 か所
		こども家庭センター型	-	1 か所
		妊婦等包括相談支援事業型	-	135 回※
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。		10 人※	10 人※

右上に小さく「※」のある数値は、年間の延べ利用人数または延べ利用回数を記載しています。

目標値について

計画の推進にあたっては、以下のように目標値を定めます。

項目		現状値	目標値
待機児童の数		0人	0人
男性の育児休業の取得割合(ア)	就学前児童保護者	18.2%	50.0%
	小学生保護者	4.5%	25.0%
親からの身体的暴力の経験が「ない」こどもの割合(ア)	小学生	70.9%	90.0%
	中学生	75.0%	90.0%
親からの心理的暴力の経験が「ない」こどもの割合(ア)	小学生	69.9%	90.0%
	中学生	67.6%	90.0%
「自分のことが好きだ」と思うこどもの割合(ア)	小学生	65.0%	70.0%
	中学生	62.1%	70.0%
安心できる場所について「安心できる場所はない」と思うこどもの割合(ア)	小学生	1.0%	0.0%
	中学生	0.0%	0.0%
「自分は家族に大事にされている」と思うこどもの割合(ア)	小学生	95.1%	100.0%
	中学生	76.9%	80.0%
「不安に感じるこ」があると思うこどもの割合(ア)	小学生	56.3%	50.0%
	中学生	76.9%	70.0%
インターネットの危険性について「教えてもらったことがない」こどもの割合(ア)	小学生	2.9%	0.0%
	中学生	0.9%	0.0%
子育てに関する「情報の入手先がない」保護者の割合(ア)	就学前児童保護者	0.0%	0.0%
	小学生保護者	1.0%	0.0%
	中高生保護者	0.0%	0.0%
子育てをする上で「気軽な相談先がない」保護者の割合(ア)	就学前児童保護者	5.1%	0.0%
	小学生保護者	6.1%	0.0%
	中高生保護者	6.8%	0.0%
悩みや不安を感じたときの「相談相手がない」こどもの割合(ア)	小学生	14.6%	0.0%
	中学生	14.8%	0.0%
こどもに係る費用のうち、経済的に大きな負担を感じるものはない割合(ア)	就学前児童保護者	26.3%	40.0%
	小学生保護者	10.6%	20.0%
	中高生保護者	4.4%	10.0%
就学前児童誕生日祝金事業の利用割合		97.7%	95.0%以上
乳幼児健診の受診率	10 か月児健診	100.0%	100.0%
	1歳6か月児健診	101.4%(※)	100.0%
	3歳6か月児健診	92.6%	100.0%
母子保健に係る連携会議・研修の開催		2回／年	2回以上／年

※(ア)と記載のある項目は、アンケート調査結果より目標値を設定しています。

※年度をまたぐ受診があるため、100%を超える場合があります。

地域における子育て支援活動の紹介

●こどもひろば・サロン等

赤ちゃんサロン、こどもひろばなど、こどもの年齢等に応じて、いろいろなつどいがあります。気軽に子育てについて話したり、相談したりする場としてご活用ください。

●こども食堂

こどもが1人でも行くことのできる、無料または低額の食堂です。家庭に事情がある子どもだけではなく、こどもみんなが参加できるユニバーサルな取組です。地域の高齢者なども参加して一緒に食事をします。

●ひだまり学舎（暮らし育て組）

古民家を改修した「ひだまり学舎」を拠点として、暮らしや子育てに関わる学び、語り合い、交流の場づくりをしています。

●子育て応援 hug 組（はぐくみ）

地区や年齢を超えて情報交換や交流を行い、子育て家庭がお互いに応援あいながら、より良い子育て環境の形成をめざして活動しています。



竜王町では、子育て支援サイト「りゅうおうすくすくタウン」で、子育てに役立つ情報やイベント情報を発信しています！ぜひご覧ください。

竜王町子育て支援サイト
「りゅうおうすくすくタウン」



計画の推進体制

- 本計画は、すべての子育て家庭、こども・若者を対象とする計画です。計画の推進に向けては、子育て家庭やこども・若者の当事者をはじめ、こども園や保育園、学校、地域、住民、社会福祉協議会、民生委員児童委員などのその他関係機関・団体が一体となって取り組みます。
- 計画の進捗状況の確認をふまえて、こども・若者の支援がさらに推進されるよう、【Plan(計画)－Do(実施・実行)－Check(検証・評価)－Action(改善)】のPDCAサイクルを活用します。



竜王町こども計画【概要版】

令和7年3月 発行：竜王町 健康推進課

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口5番地1(竜王町保健センター)

TEL:0748-58-1006 FAX:0748-58-1007